

目 次

| | |
|--|----|
| 会期日程表 | 1 |
| 第 1 号 (11月29日) | |
| 開会、閉会の日時 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 | 3 |
| 事務局出席者 | 3 |
| 議事日程 | 4 |
| 追加議事日程 | 4 |
| 開会及び開議の宣告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 承認第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 5 |
| 議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 6 |
| 議案第50号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 7 |
| 議案第51号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 8 |
| 諸般の報告 | 9 |
| 日程の追加 | 9 |
| 議案第49号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 10 |
| 日程の追加 | 11 |
| 議案第50号及び議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 12 |
| 閉会の宣告 | 13 |
| 署名議員 | 14 |

令和4年第9回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和4年11月29日
会期 1日間
閉会 令和4年11月29日

| 月 日 | 曜日 | 会議別 | 開議時間 | 日 程 |
|--------|----|-----|----------|---|
| 11月29日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第7号質疑、付託省略(即決) 議案第49号質疑、総務常任委員会付託 議案第50号及び第51号質疑、予算審査特別委員会付託 |
| | | 委員会 | 午前10時30分 | 議案第49号総務常任委員会(説明～採決) |
| | | 委員会 | 午前11時 | 議案第50号及び第51号予算審査特別委員会 (説明～採決) |
| | | 本会議 | 午前11時30分 | 議案第49号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第50号及び第51号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会) |

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和4年第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和4年11月29日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和4年11月29日 午前10時00分)

閉 会 (令和4年11月29日 午前11時32分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 財 務 課 長 佐久川 紀 亮

総 務 課 長 宮 城 豊 建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件 名 | 摘 要 |
|------|--------------|-------------------------------|---------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | 承認 第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて | 提案説明 付託省略 |
| 5 | 議案 第 49 号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 提案説明 質疑～付託 |
| 6 | 議案 第 50 号 | 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号） | 提案説明 質疑～付託 |
| 7 | 議案 第 51 号 | 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） | 提案説明 質疑～付託 |

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

| 日程番号 | 事件番号 | 件 名 | 摘 要 |
|------|--------------|-------------------------------|----------------|
| 1 | 議案 第 49 号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 委員長報告 質疑～表決 |
| 2 | 議案 第 50 号 | 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号） | 委員長報告 質疑～表決 |
| 3 | 議案 第 51 号 | 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） | 委員長報告 質疑～表決 |

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和4年第9回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 宮城美和子議員及び6番 前田 孝議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） おはようございます。
10月7日の村長就任以来、初めての村議会になりますので一言御挨拶を申し上げます。
これから4年間、議員の皆様、そして村民の皆様とともに村民の福祉の向上、そして村政発展のために全身全霊で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは提案させていただきます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和4年11月29日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、令和4年度津波江洲線災害防除工事の請負業者が、雑木が繁茂している施工施行箇所を伐採し状態を確認したところ、盛土のり面の一部が浮いており、非常に危険な状態にあったため盛土のり面を補強し、崩壊防止及び安全に作業ができるように施工方法の見直しが必要となり、緊急に補正予算を編成する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年11月4日に専決処分したものでございます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第8号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する必要があるため、この案を提出する。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第49号について補足説明をいたします。

令和4年沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づく改正となっております。

第1条では、職員の勤勉手当の支給割合を「100分の92.5」を「100分の102.5」に改め、再任用職員については「100分の45」とあるのは「100分の50」に改める。

また、行政給料表及び医療給料表の改正も行っております。給料表の改正に当たっては若年層に重点を置く改正となっております。

第2条では、令和5年4月1日以降、職員の勤勉手当の配分を均等にするため「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、再任用職員の職員については「100分の45」を「100分の47.5」に改めるものとなっております。

附則では、第1条の規定は、公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

なお、1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用することとなっております。また、給与の内払いの規定も定めております。

説明資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので御参照ください。

なお、詳細については総務常任委員会で御説明いたしたいと思っております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）

令和4年度大宜味村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出
大宜味村長 友寄景善

主な内容としては、給与条例の改正に伴う補正となっております。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出
大宜味村長 友寄景善

内容としては、給与条例の改正に伴う補正となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第51号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(大城佐一) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前10時15分)

○ 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

◎諸般の報告

○ 議長(大城佐一) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に2番 宮城良治議員、副委員長に3番 大城邦彦議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長(大城佐一) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時20分)

○ 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◎日程の追加

○ 議長(大城佐一) ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第49号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 追加日程第1 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第175号

令和4年11月29日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城 邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|--------------|
| 議案第49号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 全会一致 |

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました議案第49号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長の出席を求め、本日午前10時30分から審査いたしました。

議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

令和4年沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づく改正となっております。

第1条では、職員の勤勉手当の支給割合を「100分の92.5」を「100分の102.5」に改め、再任用職員の職員については「100分の45」とあるのは「100分の50」に改める。

また行政職給料表及び医療職給料表の改正も行っております。給料表の改正にあたっては、若年層に

重点を置く改定となっております。

第2条では、令和5年4月1日以降の職員の勤勉手当の配分を均等にするために「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、再任用職員の職員については「100分の45」を「100分の47.5」に改めるものとなっております。

附則では、第1条の規定は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行することとなっております。なお、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用することとなっております。また、給与の内払いの規定も定められております。

議案第49号については、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）及び議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）及び議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号及び議案第51号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第50号及び議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第2 議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）及び追加日程第3 議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第176号

令和4年11月29日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|--------------|
| 議案第50号 | 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号） | 原案可決 全会一致 |
| 議案第51号 | 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 全会一致 |

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） 予算審査特別委員会委員長報告。

ただいま議題となりました議案第50号及び議案第51号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長、財務課長の出席を求め、本日午前11時予定を10分繰り上げて午前10時50分から審査を行いました。

議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）及び議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の2件についての主な内容は、給与条例の改正に伴う補正となっております。

本案は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第50号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第9号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第51号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長(大城佐一) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(大城佐一) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第9回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前 11 時 32 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員